

の相当性が認められるべきなのかについて、いずれも疑問が生じ得るからである。例えば、避難者が避難元に自宅を残したまま避難し、誰も住人や管理者がいないような場合は、その維持管理が定期的に必要と考えられるから、大人一名分の帰宅費用を年四回の限度において、認めることは相当であるが、その余の冠婚葬祭や、帰省のための帰宅費用は、避難したことによって費用が増額している可能性があるとはいえ、帰宅の目的が複数の趣旨を含んでいることが多いことからすれば、一時帰宅費用すべてが本件事故と相当因果関係があるとは認められない。また、そのような帰宅費用のうち、本件事故と相当因果関係がある範囲を算定することは困難である。したがって、前記のとおり、本来支出しなければならなかった額よりも増額したであろう事情を踏まえ、そのような増額分のうち、相当と認められる範囲については、避難したことによって生じた経費として、後記(10)の避難雑費に含めて、損害と認める。

ウ 次に、面会交流交通費については、未成年の子、ことに年少者が親に面会することは、子の権利として当然認められるべきであり(民法七六六条一項参照)、親も当然それに応じるべきであって、避難によって必要かつ合理的な面会をするのに生じた交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。また、その前提として、避難前には同居していた親子が避難を理由に別居(世帯分離)したことが必要であると考えられる。

そして、避難者らが放射線の影響を懸念して避難したことに鑑みれば、面会のためとはいえ、避難した者が避難元に帰る費用を損害と認めることは相当とはいえないから、面会のために必要な費用としては、避難元において別居している親(又は子)が、避難先の子(又は親)の元へ移動し、帰宅するのに要した費用として認める。また、必要かつ合理的な頻度としては、通信機器等の発達によって補充的な手段も十分活用できることも考慮して、平均して月一回程度が相当であると認める。したがって、世帯分離した月数×月一回の回数分の面会に必要な交通費の限度において、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

祖父母や親戚縁者等との面会交流は、未成年者、特に年少者の情緒や発育への好ましい影響は否定できないとしても、親との面会交流とは法的な意味合いが異なるから、その費用が、本件事故と相当因果関係のある損害とまでは認めがたい。

エ これらの一時帰宅・面会交流交通費の具体的な交通費の算定については、前記避難交通費と同様の算定方法により計算すべきである。

#### (4) 引越費用、宿泊費等

避難するにあたって交通費以外に出費した引越費用や宿泊費は、個別に費用を支出したことが認められる場合には、相当と認める範囲において、損害と認める。ただし、引越費用や宿泊費等は、避難すれば、それに伴って当然支出するものであるから、前記のような立証に至らない場合でも、後記(10)の避難雑費に含まれる範囲で損害と認める。

#### (5) 世帯分離による生活費増加費用

前記一で述べたとおり、避難先における避難生活に伴う出費についても、損害と認めるべきであるところ、避難前には同居していた世帯が、避難元と避難先で分離することとなった場合には、水道光熱費などの生活費が重ねて必要となる部分があると認められる。そのような費用については、ADR手続の運用実績(第一の三(4)ア(イ))も踏まえて、世帯の人数に応じた額を生活費増加費用として損害と認め、分離した少ない方の世帯が一名の場合は二万円を損害とし、さらに一名増えるごとに一万円ずつ増加させることとする。なお、避難者の中には、短期間の避難をした後自宅に戻り、後に長期間の避難生活に入る者が存在するが、一か月に満たない短期間の避難生活では、一か月の生活費用ほどは費用が増加しないし、長期間の避難の場合には、最初の避難日が当該月の何日かにかかわらず、一月単位で生活費増加を認めることから、短期間の避難の生活費増加費用は、長期間の避難の生活費増加費用に包括評価されたものとみなすこととする。

#### (6) 家財道具購入費用

避難先において、新たな生活をするためには、生活を送るための種々の家財道具や生活用品が必要となる。そのような種々の生活に必要な家財道具等は、世帯分離することとなった場合には、避難元の家財とは別に、分離した世帯が避難先で生活するのに必要な家財道具等の購入が必要であるから、ADR手続の運用実績(第二の四(4)ア(ア))も踏まえて、このような費用として三〇万円を限度として損害と認めるのが相当である。また、世帯全体で避難した場合においても、家財道具等の引越費用を支出するより新たに購入した方が低額となる場合等も想定されるから、このような家財道具等を購入する費用として、一五万円の限度で本件事故と相当因果関係のある損害として認める。

#### (7) その他の生活費増加費用(賃料、自治会費、学用品購入費増加など)

(5)の世帯分離による生活費増加費用のほか、賃料、自治会費、学用品購入費増加など、個別具体的に、これらの増加した費用を支出したと認められる場合には、相当な範囲において損害と認める。

#### (8) 就労不能損害・営業損害

ア 避難指示等により避難した場合、強制的に就労や営業をすることができなくなったのであるから、本件事故がなければ得られたであろう収入は損害と認められる。

イ 避難指示等によらずに避難した自主的避難の場合であっても、避難したことによって、避難前に就いていた仕事を辞め、又は廃業・休業をすることになれば、避難先において直ちに同等の仕事ができる就職先を見つけたり、営業を再開したりすることは、その性質上容易とはいえないから、避難後一定期間については、避難しなければ得られたであろう、避難前の収入を就労不能損害として認めるべきである。就労しなかった期間が長期に及ぶ場合は、その理由も考慮し、減収の割合を認定する。

被告東電は、自主的避難等対象者の就労不能損害は、就労を継続できない客観的状況があるというわけではなく、休職や退職は原告らの自主的な判断に基づくものであることからすれば、収入減があったとしても本件事故と相当因果関係を欠くと主張する。しかし、避難が相当と認められた場合においては、避難指示等により強制的に避難した場合は異なって、避難者による避難の決断というプロセスを挟んでいるものの、それ自体は相当な判断であることになり、避難すれば仕事や営業を継続することができなくなることは変わらないから、そのような判断を介在しているからといって、相当因果関係がないということではできない。したがって、避難指示等によらずに避難し、当該避難が相当と認められる場合にも、通勤に支障が生じるなどの理由で、従前の仕事を継続することが困難になり、退職又は廃業等をした結果として得られなかった収入については、避難に伴う損害として、本件事故と相当因果関係のある損害とすることができる。この場合においては、前記期間に新たな収入を得ていた場合は、得られたであろう収入と新たに得た収入の差額を相当因果関係のある損害と認める。

#### (9) 不動産損害・動産損害

原告らは、避難指示等の対象区域でない場所においても、避難をきっかけとして、所有していた不動産や動産に関して売却

や廃棄したことに伴う損害や、放射性物質により汚染されて価値が減少又は喪失したとする損害を、本件事故と相当因果関係のあるものとして主張している。しかしながら、避難指示等の対象区域にある不動産や動産とは異なり、避難元の地域における経済活動は継続されており、不動産については自主的避難等対象区域には避難指示等により避難してきた者が移住するなどして、不動産の取引が成立していると認められるし、動産についても、避難指示等により避難した場合とは異なって搬出する機会を制限されている等の状況にはない。それに関わらず、売却や廃棄をしなければならない理由は認められないから、その結果として損失が発生したとしても、特段の事情のない限り、本件事故による損害とはいえない。

したがって、避難指示等の対象区域でない場所における不動産損害や動産損害は、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

#### (10) 避難雑費

ア 避難交通費や一時帰宅・面会交流交通費のほか、ある世帯が避難することによって、避難のための下見費用、宿泊費や引越費用、本来は不要又は少額であった帰省費用が増額するなど、さまざまな出費が生じることが明らかである。そのような費用の内訳は、世帯の内情によって個々に異なるものの、ある一定程度の支出については、本件事故と相当因果関係のある損害として、認めるべきである。

イ このような費用として、ADR手続の運用実績（第一の三（４）ア（ウ））も参考にして、世帯のうち、避難した者一人につき月額一万円程度の限度で避難雑費として、損害を認める。なお、避難者の中には、短期間の避難をした後自宅に戻り、後に長期間の避難生活に入る者が存在するが、一か月に満たない短期間の避難生活では、一か月の避難雑費ほどは、費用は発生しないし、長期間の避難の場合には、最初の避難日が当該月の何日かにかかわらず、一月単位で避難雑費を認めることから、短期間の避難の避難雑費は、長期間の避難の避難雑費に包括評価されたものとみなすこととする。

#### (11) 放射線検査費用

ア 避難元において被ばくし、そのことが身体に何らかの影響があるのではないかと不安を抱くことが、一般人から見ても相当といえる場合には、低線量被ばくによる健康への影響が確定的にあるとまではいえないという前提に立ったとしても、その不安を解消するため、被ばく量測定や甲状腺検査を受けることは合理的であるというべきである。

イ 検査を受けるのに必要な費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることができる。なお、この検査費用については、避難に伴う損害ではないから、上記で述べた二年の範囲にとどまらず、当面の間は本件事故と相当因果関係のある損害として認めるべきである。

#### (12) 精神的損害（慰謝料）

ア 避難指示等による避難をした者について

##### (ア) 居住制限区域

居住制限区域においては、本件事件後、立入りを制限されるなどしていたが、平成二九年四月一日に解除されている。前記のとおり、居住制限区域は年間積算線量が二〇mSvを超えるおそれがある地域として指定されていること、また、本件事故後、旧居住地から立ち退きを余儀なくされ、六年を超える長期間にわたって、立入りを制限されていたことに鑑みれば、現在においてはその制限が解除され、町が徐々に復興しつつあると推測されることを踏まえても、本件事故に対する恐怖、放射性物質の飛散による身体影響に対する不安や、本件事故による避難生活の結果、生活の本拠たる土地において平穩に生活する利益の享受を長期阻害され続け、場合により、自宅も仕事も失わざるを得なかったことによる精神的苦痛は、帰還困難区域とほぼ同様に、相当大きいものであるというべきである。したがって、これらの精神的苦痛に対する慰謝料は、中間指針等の定める月額一〇万円を下回るものではなく、政府の復興方針や被告東電の賠償指針からすれば、その終期はどれだけ早くみても平成三〇年三月三〇日より前とはいえない。

##### (イ) 緊急時避難準備区域

緊急時避難準備区域は、避難が強制されていた区域に隣接しており、自主的な避難を求め、子どもや妊婦等は事実上立入りを制限されていたが、平成二三年九月三〇日に解除されている。同区域は、福島第一原発から二〇～三〇km以内の地域であり、約六か月後には解除されたとはいえ、本件事故当初は事故の収束の見通しが不透明な状態が続いていたのであり、本件事故による不安や恐怖は、帰還困難区域や居住制限区域に準じて大きいものであったといえるし、放射性物質の飛散による身体影響に対する不安や、本件事故による避難生活における精神的苦痛は、区域指定解除後も一定の期間は継続していたとみるべきである。これら精神的苦痛に対する慰謝料は、前記居住制限区域に準じて、月額一〇万円程度とするのが相当であり、その終期はどれだけ早くみても、平成二四年九月三〇日より前とはいえない。

イ ア以外の地域から自主的避難等をした者について

##### (ア) 自主的避難等対象区域

自主的避難等対象区域は、中間指針追補において、福島第一原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自主的避難者の多寡などを考慮の上、設定されていることからすれば、そのような地域に居住していた者が、本件事故や放射線に対する恐怖や不安を感じたことについては、社会通念上相当であるといえる。また、そのような恐怖や不安を感じて避難を実行し、それが相当と認められた場合においては、避難生活における苦痛についても、慰謝の対象となるというべきである。この点で、慰謝の対象が、本件事故当初の時期だけに限られるわけではない。そして、避難せずに滞在し続けた者は、放射線に対する恐怖や不安が継続し、少なくとも心理的には行動が制限されるという苦痛が存在する一方、避難した者は避難生活による様々な苦痛を被っており、どちらであっても、その内容は異なるものの、総合考慮すれば、これらの精神的苦痛に対する慰謝料としては、同額を定めるのが相当であり、一人あたり三〇万円を慰謝料として認める。

そして、本件事故発生時から避難時の間のいずれかの時点において、妊婦・子どもであった者については、一般的に妊婦・子どもは放射線に対する感受性が高いといわれていることに鑑みて、その他の者に対する額の倍を相当な慰謝料と認め、一人あたり六〇万円とする。

また、前記の額を前提として、特に放射線の健康に対する影響を懸念しなければならない特別の事情や、避難が困難となる特別の事情がある場合などは、個々の事情を考慮して、慰謝料を定めることとする。なお、本件事故及び放射性物質に対する恐怖及び不安の程度は千差万別であるし、後記認定に表れているように、避難によって、離婚や学校でのいじめ、家族との葛藤、体調不良など、各原告に生じた事態も千差万別であることが窺えるところ、これらの事態が生じたことについて本件事故の影響がどの程度であったかを個々に認定するのは極めて困難が伴う上、同一の事故によって多数の損害賠償請求権者が生じ

た事態からして、個別事情によって慰謝料額に差をもうけ過ぎることは相当ともいい難い。そのため、被侵害利益が平穩に生活する利益という包括的な利益であるから、侵害の内容は様々であることを全体として理解するにとどめ、少なくとも自主的避難者については、上記のとおり、基準を設けた上で、精神的苦痛を大きくする特別の事情がある場合のみ、個々の事情を考慮して、慰謝料額を算定（増額）することとした。この特別の事情については、総括基準二の事由の一部（避難指示等に基づく避難について、要介護状態にあること、身体又は精神の障害があること、重度又は中等度の持病があることなどを慰謝料の増額事由とする。）を斟酌した。

#### （イ） 自主的避難等対象区域外について

自主的避難等対象区域外であっても、福島第一原発との距離、空間線量の値、周辺住民の避難の多寡や世帯構成（当該世帯に妊婦・子どもがいるかどうか）などの事情を総合考慮して、自主的避難等対象区域に居住していた者と同等の場合には、前記自主的避難等対象区域における額と同額を慰謝料とする。

また、同様の要素を考慮して、自主的避難等対象区域と同等とはいえないにしても、それに準じる場合と認められる場合には、一人あたり一五万円を慰謝料として相当と認め、妊婦・子どもに対してはその倍額の一人あたり三〇万円を慰謝料として認める。ただし、上記準じる程度など個々の事情を考慮して、慰謝料を定める場合がある。

#### （ウ） 胎児に対する慰謝料について

本件事故当時胎児であり、避難時までに出産した者については、胎児の期間における放射線に対する不安や恐怖は、妊婦に対する慰謝料において、評価されているとみることができると踏まえれば、これらの者に対する慰謝料は、それぞれの居住区域に対応する子どもに対する慰謝料の半額（生まれて以後の慰謝料に限る。額として、妊婦・子ども以外の者に対する慰謝料と同額となる。）を相当とする。

また、避難時において未出生であり、避難先において出生した者については、放射線に対する不安や恐怖が、前記のとおり、胎児の間において、妊婦に対する慰謝料において評価されており、また、避難元での生活が全くなく、それとの比較で避難先での生活の苦痛が観念しにくいことから、避難時において未出生の者に対して慰謝料を認めることはできない。

### 三 既払金の充当について

（１） 原告らのうち一部は、直接請求及びADR手続において、被告東電から支払を受けており、多くの場合は、世帯ごとに支払がなされていることから、各原告にどのように充当するかが問題となる。

（２） 前記認定事実のとおり、中間指針追補等に基づいて、被告東電は一定額の賠償を行っているが、いずれも一人あたりの金額を決めた上で支払を行っているのであるから、実際の支払が世帯毎であったとしても、また、妊婦及び子どもについても、それぞれの原告個人に支払をしたものとして、各原告に既払金を充当すべきであって、もともと、妊婦及び子どもに支払われた費用の一部について、実際に費用を支出したであろう同伴者や保護者に充当すべきだと認めることはできない。

ただし、上記充当方法の場合においても、当事者の合理的意思を解釈すると、実際に支出した者に対しての支払であると解することができる場合については、実際に支払を受けた者ではなく、実際に支出した者に対して既払金を充当すべきである。これにより、多くの場合には、原告の主張及び家族構成も勘案して、避難の同行者や世帯主等、実際に支出したと認められる者の損害に既払金の多くを充当することになる。また、支払を受けた者の認定損害額を超える支払がある場合（子の場合に多い。）は、その超える支払額を、避難の同行者や世帯主等、実際に支出したと認められる者の損害に充当することとなる。具体的には、被告東電への直接請求により、子が合計七二万円の支払をされており、当裁判所の認定では、慰謝料額六〇万円のみが認定されている場合は、上記七二万円のうち、六〇万円を当該子の損害に対して充当し、残り一二万円を、実際に支出したと認められる者の損害に充当することとなる。ただし、この扱いには限度があり、本件事故当時胎児であり、避難時にも未出生で、避難先で出生した場合、当裁判所の認定では、慰謝料は認められないが、実際には、直接請求で七二万円が支払われていたとしても、その全額である七二万円を費用の支出者の損害に充当できるわけではなく、被告東電が胎児分の慰謝料として主張する四八万円の限度では、被告東電が胎児分として支払ったと意思解釈せざるを得ず、残金二四万円のみを、実際に費用を支出した者に対しての支払であると解することができるにすぎない。したがって、上記七二万円のうち、二四万円の範囲で、実際に費用を支出した者に対して既払金を充当することになる。

（３） なお、既払金の額について、多くの場合において、各原告と被告東電との間では争いがなく、これを踏まえて、同原告と被告国との間でも、弁論の全趣旨により同じ額が認められるから、上記の場合には、単に「争いが無い。」とのみ記載する。既払金の額について、原告の認否が不明確な場合は、被告国との関係もあるので、証拠及び弁論の全趣旨による認定とし、その旨記載する。

### 四 弁護士費用について

弁護士費用は、基本として、各損害費目の合計額から、上記三の方法により算出した各原告に対して充当すべき既払金の額を控除した額の一割を相当な額として認め、ADR手続を行っている場合には、ADR手続において認められた弁護士費用を前記一割の額に加算した額を、相当な額と認める。家族でADR手続を利用している場合は、ADR手続において認められた弁護士費用を、実際に費用を負担しているとみられる者（通常は、親のどちらかであり、親の両方が負担している可能性がある場合でも、より多く負担しているとみられる者）に加算した。

### 第三 各原告の損害額

以下においては、各原告の損害額について、個別に検討する。各原告の損害額の検討において、見出しとした損害費目は原告ら主張のものであり、前記第二で用いた損害費目の見出しとは必ずしも合致しない。そして、前記第二の考え方にのっとり、原告らが、本件事故から、平成二七年ないし平成二九年の特定の日までの損害（特定の日は、別紙損害額等一覧表「略」に記載している。）と主張する内容について、損害額を算定した。

また、別紙避難経路等一覧表「略」は、裁判所が避難又は移転費用を損害と認めた場合の移動に限って記載している。各原告の避難時の年齢における「避難時」は、第四節において避難の相当性を判断するにあたって基準とした避難の時期を指す。また、避難していない者は、同一世帯の避難者の「避難時」に合わせて計算している。

#### 一 原告番号一について

##### （１） 世帯の概要

（一）は、昭和三〇年×月×日生まれの男性である。本件事故当時、（一）は、福島県双葉郡富岡町において、単身で借家に居住していた。（一）は、平成一八年に婚姻したが、単身生活を続け、その妻は、本件事故当時、京都に居住していた。当時の居住地は、本件事故後、警戒区域に指定され、その後は居住制限区域に指定されていたが、平成二九年四月一日、同区域

指定は解除された。

(2) 避難の経緯

(一)は、平成二三年三月一日午後五時過ぎ、本件事故のニュースをラジオで聞き、身の危険を感じていたところ、同月一二日には避難指示が出たことから、同月一二日から一三日にかけて、福島県双葉郡富岡町から京都市へ避難した。飛行機で移動する途中、気を失ったり、失禁したりし、体も心も限界と感じていた。その後、京都市内で二度移転した。(一)は避難生活の中で、うつ病に罹患した。

(3) 一時帰宅の経過

(一)は、京都市に避難後、平成二七年三月一五日、家財を持ち出すため、居住地へ一時帰宅し、同月一七日に避難先の京都市へ戻った。

(4) ADR 手続における和解

ア 平成二五年六月一四日、(一)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電には二四三一八八七〇円の支払義務があることを認め、既払金一〇五万円を除いた残額の二三二六万八八七〇円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、和解条項における各損害項目(対応する各期間に限る。)について、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されている。

イ 平成二六年一二月一日、(一)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は二二二一八五〇〇円の支払義務があることを認め、同額を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、当該ADR手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

(5) 損害額

ア 概要

(一)は、政府の避難指示による避難を実施しているから、それに伴う損害として、以下のとおり損害額を認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一)のとおりである。なお、下記で、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 交通費・滞在費

(一)の京都市への避難、京都市内における移転に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号一)のとおり、かかる損害額は、交通費五万四八九〇円、滞在費合計四〇万一六五〇円と認める。

(イ) 一時帰宅費用

避難指示等の区域から家財道具を持ち出すため、一時帰宅するのに要した費用として、一時帰宅交通費(航空運賃)に二万九一〇〇円、宿泊費用等に四万四二四〇円、燃料費に三四八八円、宅配便費用に三六八八円、放射線防護費用に一万五五八六円をそれぞれ支出したことが認められる。一時帰宅交通費及びそれに関する諸費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められるから、別紙避難経路等一覧表及び損害額等一覧表《略》(原告番号一)のとおり、合計九万六〇二〇円を本件事故による損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

避難指示により自宅から退去せざるを得なかったため、家財道具一式の価値を喪失し、そのために要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は二四五万円と認める。

(イ) 生活費増加費用

(一)が避難により増加した生活費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は合計四一万〇一九七円と認める。

エ 就労不能損害

(ア) 給与

a 本件事故当時、歯科矯正器具の材料等の研究開発の仕事をしており、本件事故前である平成二二年における収入は一〇四九万三四〇〇円であったこと、平成二四年一二月二五日から平成二五年三月三一日まで月額一五万五〇〇〇円の収入(賞与なし)を得ていたこと、平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで月額二六万八五〇〇円の収入(賞与なし)を得ていたこと、平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで月額二万八〇〇〇円の収入(賞与なし)を得ていたこと、平成二七年四月一日から同年九月三〇日まで月額一〇万円の収入(賞与なし)を得ていたこと、平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三一日まで月額一五万五〇〇〇円の収入(賞与なし)を得ていたことが認められる。

b (一)の本件事故当時の年齢は五五歳であることを踏まえれば、本件事故前の収入と同程度の年収が得られるような仕事を見つけることは容易ではないことからすれば、少なくとも平成二七年八月三一日までについて、本件事故がなければ得られたであろう収入と新たに得た収入との差額は、本件事故による避難のため、就労が困難であった又は転職による収入が減少したものといえ、本件事故と相当因果関係のある損害と認められることができる。したがって、平成二三年三月一日から平成二四年九月三〇日までは一六六一万四五五〇円を、平成二四年一〇月一日から平成二六年六月三〇日までは一八三六万三四五〇円を相当な損害と認める。また、平成二六年七月一日から平成二七年八月三一日までは、本件事故がなければ得られたであろう収入(一〇四九万三四〇〇円÷一・二×一四)から、前記期間に得た収入(二一八八〇〇〇円×九十一・二万×五)を差し引いた、九六八万〇三〇〇円を損害と認める。

(イ) 退職金差額

a (一)は、平成一四年四月から前記研究開発の仕事に就いており、その基本給が三八万九四〇〇円であり、満六〇歳で定年を迎えていた場合、勤続が一三年となり、五〇六万二二〇〇円の退職金が支給される予定であった。しかし、本件事故によって、勤続九年の時点で解雇され、退職金は三五〇万四六〇〇円であったのであるから、差額の一五五万七六〇〇円は、本件事故がなければ得られたであろう退職金である。(一)が定年退職までの間に退職する理由は特段認められず、退職する蓋然性は低いから、退職金差額は本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

b したがって、退職金差額として合計一五五万七六〇〇円を損害と認める。

オ 放射線検査費用・診断書取得費用

(一) が放射線検査及び診断書取得に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は放射線検査費用一万〇五〇〇円、診断書取得費用四五〇〇円と認める。

カ 精神的損害(慰謝料)

(ア) 入通院慰謝料

(一) が本件事故によってうつ病を発症したため、通院したことが認められるから、当該通院による慰謝料は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。かかる損害額は平成二三年三月一日から平成二四年九月三日までは一一八万六六六六円を、平成二四年一〇月一日から平成二六年六月三日までは九三万三三四四円を相当な損害と認める。また、平成二六年七月一日から平成二七年八月三十一日までは、実通院日数が八日間であることが認められるから、二五万二〇〇〇円を通院慰謝料として相当と認める。

(イ) 精神的損害(避難・コミュニティ侵害)

(一) は、政府の避難指示による避難を実施しており、本件事故による恐怖及び不安並びに長期間自宅を離れて避難生活を余儀なくされた苦痛への慰謝料として、月額一〇万円を基本として、平成二三年三月一日～平成二四年九月三日が一九三万円、平成二四年一〇月一日～平成二六年六月三日が一〇〇万円、平成二六年七月一日～平成二七年八月三十一日が一四〇万円、合計五四三万円を、原告の請求する平成二七年八月三十一日までの慰謝料として認める。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求及びADR手続において、(一)に対して、合計四六五三万三〇五五円を支払っていることが認められる。このうち、通院交通費五万五一二〇円は、(一)は本件訴訟では明示的に請求しないというのであり、被告東電が当該損害項目に対して五万五一二〇円を支払ったことからすれば、本件訴訟の損害額から控除される既払金からは除くのが相当である。したがって、これら既払金のうち四六四七万七九三五円を(一)の損害額に充当するのが相当であり、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一)の既払額(裁判所認定額)欄記載のとおり、損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、二四万五二一〇円(一〇九万六七八〇円とADR手続分七〇万八三一七円及び六四万七〇一五円の合計額)を相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一)の認容額欄記載のとおりである。

二 原告番号二一～四について

(1) 世帯の概要

(二一)は昭和四二年×月×日生まれの女性、(二二)は昭和三九年×月×日生まれの男性、(二三)は平成一七年×月×日生まれの女性、(二四)は平成一四年×月×日生まれの女性である。(二三、四)は、いずれも(二一、二)の子である。本件事故当時、(二一～四)は、福島県郡山市において、自宅(持ち家)に居住していた。なお、自宅は、平成二五年九月二九日売却した。

(2) 避難の経緯

(二一)は、平成二三年三月一四日、食料が少なくなった上、福島第一原発が危ないという(二一)の妹からの情報があったことから、避難を決意し、(二一、三、四)は、同日から翌一五日にかけて、福島県郡山市から大阪府へ避難し、平成二四年五月頃に大阪府から京都市へ移転した。(二二)は、本件事故後も福島県郡山市に残って生活していたが、平成二五年四月頃、京都市へ避難した。

(3) 面会・一時帰宅の経過

(二二)は、平成二四年一月から平成二五年四月までの間に、(二一、三、四)に面会するため、福島県郡山市と大阪府を三回往復した。(二一～四)は、平成二四年八月から平成二五年一月までの間に、複数回、長期休暇の間の帰省や不動産売却の準備のため、一時帰宅した。

(4) 損害額

ア 概要

(二一、三、四)の大阪府への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、大阪府へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。(二二)の京都市への避難は、先に避難した(二一、三、四)と同居するための避難であるが、本件事故と相当因果関係がないから、当該避難に要した交通費は相当因果関係のある損害と認められない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 避難交通費

(二一、三、四)の大阪府への避難に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また(二一、三、四)の京都市への移転も、大阪では親族方に居住していたことから、生活を安定させようとして行ったものであることからすれば、当該移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。標準交通費一覧表(公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二)のとおり、かかる損害額の合計は七万三六〇〇円と認めるのが相当であり、これは(二二)に生じた損害と認められる。

(イ) 一時帰宅費用

平成二五年四月までの間、(二一、三、四)と(二二)は別居しており、世帯分離が生じていたのであるから、(二二)が子らと面会するため、平成二四年一月から平成二五年四月までの間、合計三回、大阪府を訪れるのに要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。したがって、標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二)のとおり、かかる損害額は合計一六万三二〇〇円と認めるのが相当であり、これを(二二)に生じた損害と認める。その余の一時帰宅費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

(ウ) 避難雑費

(二一、三、四)の避難に伴い、宿泊費や引越費用、本来は不要又は少額であった帰省費用が増額するなど、さまざまな出費が生じており、これは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(二一、三、四)が避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円を限度として、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計七二万円について、(二二)に生じた損害と認める。

#### ウ 生活費増加費用

##### (ア) 家財道具購入費用

(二一、三、四)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり、平成二五年四月までの間、世帯分離が生じていたから、これを踏まえると、家財道具購入費用として三〇万円を認めるのが相当である。これを(二二)に生じた損害と認める。

##### (イ) 生活費増加費用

前記のとおり、平成二五年四月までの間、世帯分離が生じており、その間の水道光熱費等が二重に要したと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり二万円を認め、合計四八万円について、(二二)に生じた損害と認める。

#### エ 活動費

(二一)の活動費は、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

#### オ 不動産売却損

(二一、二)は、自宅売却による損害を被った旨主張するが、売却によって損害が生じたことを認めるに足りる証拠はないし、そもそも、生命、身体への危険の恐怖や不安から、自主的避難をした場合であっても、自宅を資産として持ち続けることなどは可能であるから、自宅売却までする必要性については、特段の事情がない限り認められないところ、(二一、二)について、特段の事情を認めるに足りないから、いずれにしても、自宅の売却損害は認められない。

#### カ 精神的損害(慰謝料)

(二一～四)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(二一、二)は各三〇万円、(二一三、四)は各六〇万円が相当である。

#### (5) 既払金の充当

被告東電は、(二一)に対して一二万円、(二二)に対して一二万円、(二一三)に対して七二万円、(二一四)に対して七二万円を支払っていることが認められる。これら既払金合計一六八万円について、(二一)に対しては一二万円を、(二二)に対しては三六万円を、(二一三)に対しては六〇万円を、(二一四)に対しては六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた損害額に充当する。

#### (6) 弁護士費用

弁護士費用は、(二一)につき一八〇〇〇円を、(二二)につき一六万七六八〇円を、(二一三)につき〇円を、(二一四)につき〇円をそれぞれ相当と認める。

#### (7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二)の認容額欄記載のとおりである。

### 三 原告番号三一、二について

#### (1) 世帯の概要

(三一)は昭和三〇年×月×日生まれの女性、(三二)は昭和二六年×月×日生まれの男性である。(三一、二)は夫婦であり、(五)は(三一)の母である。本件事故当時、(三一、二)は、(三一)の父と(五)とともに福島県郡山市において、(三一)の父が所有する自宅に居住していた。なお、(三一)の父は、平成二七年×月×日避難先で死亡した。

#### (2) 避難の経緯

(三一、二)は、本件事故発生当初から、インターネット等で放射能に関する情報の収集を行っていたが、福島原発に勤務する知人が、なるべく早くなるべく遠くに逃げた方がいい旨を伝えてきたことから、(三一)の高齢の父母を伴って避難することに悩みつつも、避難することを決意し、同父母とともに、平成二三年三月一六日、福島県郡山市から京都市へ避難した。平成二三年八月から、(三一、二)と(五)の世帯は、避難先の狭い部屋で(三一)の父の認知症の病状が進行するのを避けるため、別居した。(三一)は、高齢の父母を伴ったことから、福島県に居住する姉と確執を抱えるようになった。

#### (3) 面会・一時帰宅の経過

(三一)は、平成二三年三月から同年八月までに一時帰宅をしており、また、平成二五年一月から平成二七年六月までの間にも、叔父の葬儀等のために、合計四回、一時帰宅した。

#### (4) ADR手続における和解

ア 平成二五年七月二九日、(三一、二)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は一三六万八七七九円の支払義務を認め、同額を(三一、二)に支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項について、和解条項における各損害項目のうち、精神的損害について、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認され、その余の各損害項目(対応する各期間に限る。)については、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されている。

イ 平成二六年八月二日、(五)及び(三一、二)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は一四五万九五九九円の支払義務を認め、中間指針追補に基づく既払金八万円を除いた残額の一三万七九五九九円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項について、当該ADR手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

#### (5) 損害額

##### ア 概要

(三一、二)の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成二

三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 交通費・宿泊費

a (三一一、二)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三)のとおり、かかる損害額は二万二三四〇円と認めるのが相当であり、これは(三一二)に生じた損害と認める。

b (三一一、二)の京都市への避難の際に要した宿泊費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は二万三五〇〇円と認めるのが相当であり、これは(三一二)に生じた損害と認める。

c 合計四万五八四〇円を交通費・宿泊費として、(三一二)に生じた損害と認める。

(イ) 引越費用・一時帰宅費用

a (三一一、二)の京都市への避難の際に要した引越費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一万七三二〇円と認めるのが相当であり、これは(三一二)に生じた損害と認める。

b (三一一)が一時帰宅に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三)のとおり、六万八七六六円を、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、これを(三一二)に生じた損害と認める。その余の一時帰宅費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

c 合計八万六〇八六円を引越費用・一時帰宅費用として、(三一二)に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(三一一、二)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、避難後、平成二三年八月から、(三一一、二)と(五)が別居し、世帯が分離して生活していたことを踏まえると、(五)と合わせて三〇万円を認めるべきである。そして、(三一一、二)については、そのうち損害額を一〇万円と認めるのが相当であり、これは(三一二)に生じた損害と認める。

(イ) 生活費増加費用(食費増加)

(三一一、二)が避難生活の際に要した、自家消費野菜分の生活費増加は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は三万二五〇〇円と認めるのが相当であり、これは(三一二)に生じた損害と認める。

なお、前記のとおり、世帯が分離して生活していたことを踏まえると、食費を含む生活費が増加しているが、(五)の世帯において、当該損害を認めているため、ここでは考慮しない。

(ウ) 生活費増加費用(駐車場代)

(三一一、二)が避難生活の際に要した駐車場代は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は五万三〇〇〇円と認めるのが相当であり、これは(三一二)に生じた損害と認める。その余の費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認めるに足りる証拠はない。

(エ) 生活費増加費用(ガイガーカウンター購入)

(三一一、二)が本件事故により支出したガイガーカウンター購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は二万九二〇円と認めるのが相当であり、これは(三一二)に生じた損害と認める。

エ 動産損害

(三一一、二)は、自宅にある家財道具が、放射性物質による汚染により使いものにならなくなったとして、損害を被った旨主張するが、そのような汚染により、家財道具の価値が減少又は喪失したと認めるに足りる証拠はない。

オ 就労不能損害

(ア) (三一一)について

(三一一)の本件事故前の収入は、二七万五二九八円(平成二三年一月分)及び二六万九二四九円(平成二三年二月分)であったこと、非常勤職員であり、雇用期間が平成二三年三月末日までと定められていたが、その後の契約更新が予定されていたこと、平成二三年五月から平成二七年三月まで避難先で就労していたことが認められる。平成二三年三月一六日から同年四月末日までの間については、本件事故による避難を実行したために、就労できなかったものと認められ、それ以降については、特段、賃金の減少等を認めるに足りる証拠はないことを踏まえると、平成二三年三月一六日から同年四月末日までの就労不能損害として、四一万七五二六円を認めるのが相当である。

(イ) (三一二)について

(三一二)の本件事故前の収入は、三六万九〇八九円(平成二三年一月から同年三月一七日まで、一日当たり四八五六円)であったこと、平成二三年五月に避難先で就職したものの、その後も職を転々とし、平成二四年七月から平成二五年三月までは失業していたことが認められる。平成二三年三月一八日から同年四月までの間及び平成二四年七月から平成二五年二月までの間については、本件事故による避難を実行したため、就労できなかったものと認められるが、前記期間以外の避難先で就労していた間の賃金の減少を認めるに足りる証拠はない。したがって、平成二三年三月一八日から同年四月までの間の就労不能損害として、三六万九〇九〇円を認めるのが相当であり、平成二四年七月から平成二五年二月までの就労不能損害として、一八万〇〇八円(基礎収入日額四八五六円×二四三日)を認めるのが相当である。合計一五四万九〇九八円である。

カ 避難雑費

(三一一、二)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等の支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(三一一、二)が避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計四八万円について、(三一二)に生じた損害と認める。

キ 精神的損害(慰謝料)

(三一一、二)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、各三〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、ADR手続における和解に基づいて、〈1〉(三一一、二)に対して、一三六万八七七九円、〈2〉(三

一、二)及び(五)に対して、一四五万九千九百九十九円(うち八万円を控除し、実際には一三七万九千九百九十九円)をそれぞれ支払っていることが認められる。これら既払金のうち、(三―一)に、上記〈1〉のうちの四九万七千五百二十六円(三―一)の就労不能損害分四一万七千五百二十六円、精神的損害・追加賠償分八万円の合計)を、(三―二)に上記〈1〉の残金八万七千二百五十三円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(三―一)につき二万二〇〇〇円、(三―二)につき二二万〇三〇六円(一八万〇四三九円とADR手続分三万九千八百七円の合計額)と認めるのが相当である。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三)の認容額欄記載のとおりである。

四 原告番号四―一、二について

(1) 世帯の概要

(四―一)は昭和五四年×月×日生まれの女性、(四―二)は昭和五三年×月×日生まれの男性である。本件事故当時、(四―一)は福島市の実家に居住し、(四―二)は福島市で借家に居住していた。(四―一、二)は平成二三年六月に婚姻し、平成二四年×月×日、二人の間に子が出生した。

(2) 避難の経緯

(四―一、二)は、本件事故当時、いずれ婚姻することを考えており、本件事故のニュースを聞いて、将来生まれてくるであろう子どもに対して悪い影響がでることを危惧したため、福島から避難することを決意し、(四―一)は平成二三年七月四日、福島市から京都市へ避難し、(四―二)は平成二三年七月九日、福島市から京都市へ避難した。

(3) 一時帰宅の経過

(四―一、二)及びその子は、平成二四年一月から平成二五年一〇月までの間に複数回、一時帰宅し、また、平成二五年一月から平成二七年八月までの間に、四回、子の成長を父母等に見せるためなどの目的で、福島市へ一時帰宅した。

(4) ADR手続における和解

平成二六年六月一日、(四―一、二)及びその子と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は二二一万五四百八円の支払義務を認め、同額を(四―一、二)及びその子に支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項については、ADR手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認され、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

(5) 損害額

ア 概要

(四―一、二)の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成二三年七月から平成二五年六月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 交通費(引越費用を含む)

a 避難交通費

(四―一、二)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号四)のとおり、かかる損害額は四万三千〇〇円と認めるのが相当であり、これは(四―二)に生じた損害と認める。

b 引越費用

(四―一、二)の京都市への避難の際に要した引越費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は五万五千〇〇円と認めるのが相当であり、これは(四―二)に生じた損害と認められる。

c したがって、引越費用を含む交通費として、合計九万八千八百〇円を(四―二)に生じた損害と認める。

(イ) 一時帰宅費用

(四―一、二)及びその子が一時帰宅に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号四)のとおり、一六万六千四百〇〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認めるのが相当であり、(四―二)に生じた損害と認める。その余の一時帰宅費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(四―一、二)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全体で避難したことを踏まえると、かかる損害額は一五万円と認めるのが相当であり、これは(四―二)に生じた損害と認められる。

(イ) 避難雑費

(四―一、二)の避難に伴い、帰省費用の増加等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(四―一、二)が避難していた平成二三年七月から平成二五年六月末日までの間、一月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計四八万円について、(四―二)に生じた損害と認める。

エ 就労不能損害

(ア) (四―一)について

(四―一)は、本件事故当時、歯科助手として働いており、平成二三年一月から六月までに九七万九千七百〇〇円(月額一六万三千二百八十三円)の収入があったが、避難時に退職したこと、平成二三年九月から平成二四年三月までは避難先にて契約社員として就労していたこと、平成二四年四月頃に妊娠が分かり、それ以降就労していないことが認められる。避難先において就労していた間は収入が減少したと認めるに足りる証拠はないし、平成二四年四月以降の就労不能については、妊娠及び子の養育の

影響もあるから、本件事故と相当因果関係があるとは認められないが、平成二三年七月から同年八月までの間は、避難に伴い就労が困難となっていたものと認められるから、避難前の基礎収入（月額一六万三二八三円）を基準として、合計三二万六五六六円（＝一六万三二八三円×二か月）の就労不能損害が認められる。

（イ）（四一）について

（四一）は、福島市の所有する施設の管理等を行う会社に勤めており、平成二三年一月から七月までに二五一万四八二二円（月額三五万九二六〇円）の収入があったが避難時に退職したこと、平成二三年九月から平成二四年三月までは避難先にて契約社員として就労していたこと、職業訓練にも通い、平成二五年六月から再就職したことが認められる。避難後から平成二四年一月末日までの間については、本件事故による避難に伴い、就労困難又は転職による収入減少が認められ、合計一〇七万五七四〇円（八九万六四五〇円＋一七万九二九〇円）の損害が生じたこと認められる。平成二四年四月から平成二五年五月末日までの間は、避難に伴い就労していないところ、職業訓練に通っていたとはいえ、年齢等を考えると、不就労期間の不就労全てが本件事故と相当性があるとは認められず、避難前の基礎収入（月額三五万九二六〇円）を基準として、半年間は不就労分全額、その後は不就労分半額について相当性があると認め、三五九万二六〇〇円（＝三五万九二六〇円×六＋三五万九二六〇円÷二×八）の就労不能損害を認める。したがって、就労不能損害の合計は、四六六万八三四〇円となる。

オ 精神的損害（慰謝料）

（四一、二）は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、各三〇万円が相当である。

（六）既払金の充当

被告東電は、（四一、二）に対して、ADR手続において、二二一万五四六八円を支払っていることが認められるところ、当該既払金合計について、（四一）には二二万円を、（四一）には二〇九万五四六八円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号四）の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた損害額に充当する。

（七）弁護士費用

弁護士費用は、（四一）につき五万〇六五七円、（四一）につき四四万一三三五円（三七万六八〇七円とADR手続分六万四四二八円の合計額）と認めるのが相当である。

（八）まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号四）の認容額欄記載のとおりである。

五 原告番号五について

（一）世帯の概要

（五）は昭和三年×月×日生まれの女性である。本件事故当時（五）は、夫、（五）の子（三一一）及びその配偶者（三一二）とともに福島県郡山市において、（五）の夫（以下、五においては「夫」という。）が所有する自宅に居住していた。平成二三年八月から、（三一一、二）と（五）の世帯は、避難先の狭い部屋で夫の認知症の病状が進行するのを避けるため、別居したが、夫は、平成二七年×月×日死亡した。

（二）避難の経緯

（五）は、本件事故当時、夫とともに八〇歳を超えており、福島を離れることに躊躇していたが、認知症を患っていた夫が被ばくの意味を理解せずに畑仕事に出る姿を見て、福島に残ることは危険だと考えて避難を決意し、平成二三年三月一六日、福島県郡山市から京都市へ避難した。

（三）一時帰宅の経過

（五）は、平成二五年一月から平成二七年八月までの間に、（五）の兄の葬儀に参列する等の目的で、三回、一時帰宅した。

（四）ADR手続における和解

平成二六年八月二二日、（五）及び（三一一、二）と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は一四五万九五九九円の支払義務を認めること、（五）及び（三一一、二）に対し、中間指針追補に基づく既払金八万円を除いた残額の一三七万九五九九円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項については、ADR手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

（五）損害額

ア 概要

（五）の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一覧表《略》（原告番号五）のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

（ア）交通費・宿泊費

（五）の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》（原告番号五）のとおり、かかる損害額は、避難に際して要した宿泊費も含めて、五万九〇三〇円と認める。

（イ）引越関連・一時立入費用

（五）が兄の葬儀に参列する等の目的で、一時帰宅に要した費用については、前記第二の二（三）で述べたとおりであり、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。引越関連費用についても、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認めるに足りる証拠はない。

ウ 生活費増加費用

（ア）家財道具購入費用

（五）が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、平成二三年八月から、（五）と（三一一、二）は別居しており、世帯が分離して生活することになったことを踏まえれば、（三一一、二）と合わせて三〇万円を認めるべきであるから、（五）にかかる損害額は二〇万円と認めるのが相当である。

## (イ) 生活費増加費用(食費増加)

(五)が避難生活の際に要した、自家消費野菜を補うために支出した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一六万五七五〇円と認める。

## (ウ) 生活費増加費用(二重生活)

前記のとおり、避難後、平成二三年八月から(五)と(三―一、二)の間で世帯分離が生じており、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められ、当該費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は六二万円と認める。

## (エ) 生活費増加費用(漏水損害、ヘルパー代)

(五)が避難生活の際に要した、漏水損害及びヘルパー代金の生活費増加は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一三万二三〇六円と認める。

## エ 動産損害

(五)は、自宅にある家財道具が、放射性物質による汚染により使いものにならなくなったとして、損害を被った旨主張するが、そのような汚染により、家財道具の価値が減少又は喪失したと認めるに足る証拠はない。

## オ 避難雑費

(五)の避難に伴い、一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(五)が避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計二四万円について、(五)に生じた損害と認める。

## カ 精神的損害(慰謝料)

(五)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、三〇万円が相当である。

## (6) 既払金の充当

被告東電は、(五)に対し、直接請求において、一二万円を、(五)及び(三―一、二)に対し、ADR手続において、一四万九千九百九十九円(うち八万円(五)に対するものは直接請求により既に支払われたものとして控除され、一三七万九千九百九十九円のみ支払われている。)を、それぞれ支払っていることが認められる。このうち、上記一三七万九千九百九十九円は、その支払の内容からして、全て(五)への支払とみることができるから、上記一二万円を加えて合計一四万九千九百九十九円を(五)に生じた損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五)の既払額欄記載のとおり、(五)に生じた損害額に充当する。

## (7) 弁護士費用

弁護士費用は六万四千二百六十二円(二万一千七百四十九円とADR手続分四万二千五百一十三円の合計額)を相当と認める。

## (8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五)の認容額欄記載のとおりである。

## 六 原告番号六―一～三について

## (1) 世帯の概要

(六―一)は昭和五七年×月×日生まれの男性、(六―二)は昭和五一年×月×日生まれの女性、(六―三)は平成二三年×月×日生まれの女性である。(六―一、二)は、本件事故当時、福島市において、(六―一)の父が所有するマンションに居住していた。また、(六―二)は、(六―三)を妊娠中であった。

## (2) 避難の経緯

(六―二)は、本件事故当時妊婦であり、健康被害に不安を感じてインターネット等で調べたところ、海外では深刻な内容が報道されており、海外の友人が何度も避難を勧めてきたため、政府を信用することができなと感じ、胎児被ばくを避けるために避難を決意した。(六―一、二)は、平成二三年三月十九日、福島市から埼玉県(六―二)の叔母宅へ避難し、その後、同叔母宅に長居はできないとして、平成二三年四月、埼玉県内で貸家に移転し、同年六月三〇日、無料で公団住宅を提供されるとして、埼玉県から京都市へ移転し、平成二七年一月二五日、滋賀県へ移転した。

## (3) 一時帰宅の経過

(六―一、二)は、平成二三年六月から平成二七年八月までの間に、それぞれ五回、一時帰宅し、(六―三)は、平成二五年九月から平成二七年八月までの間に、四回、福島市へ一時帰宅した。

## (4) ADR手続における和解

平成二七年一月八日、(六―一～三)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は四九万三四五七円の支払義務があることを認め、中間指針追補に基づく既払金一二八万円を除いた残額の三六万五三四五七円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項については、ADR手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

## (5) 損害額

## ア 概要

(六―一、二)の埼玉県への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、埼玉県へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号六)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載《略》のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

## イ 避難費用

## (ア) 交通費

(六―一、二)の埼玉県への避難交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、埼玉県内における移転は、避難当初叔母宅に滞在しており、その後叔母宅に長居はできないとして埼玉県内で移転したものであり、埼玉県から京都市への移転についても、埼玉県内の移転先は貸家であって、家賃を支払っていたと認められることから、家賃の負担のない京都市の居宅へ移転したものであって、いずれの移転も、その理由からして生活を安定させるために必要と認められるから、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号六)のとおり、かかる損害額は三

万四六〇〇円と認めるのが相当であり、これは(六一)に生じた損害と認められる。

(イ) 住居費

(六一、二)の避難生活の際に要した住居費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は九万円と認めるのが相当であり、これは(六一)に生じた損害と認める。

(ウ) 引越関連費用

(六一、二)の避難及び移転の際に要した引越等の費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一四万一一二円と認めるのが相当であり、これは(六一)に生じた損害と認める。

(エ) 一時立入費用

(六一～三)が一時帰宅に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号六)のとおり、一二万一四〇〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。その余の一時帰宅費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(六一～三)が避難生活の際、避難元に残置した家財道具の滅失等は認められないが、新たに購入するのに要した費用の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全体で避難していることを踏まえれば、かかる損害額は一五万円と認めるのが相当であり、これは(六一)に生じた損害と認める。

(イ) 生活費増加費用(自家消費野菜米)

(六一～三)が避難生活の際、自家消費野菜・米を補うために支出した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は合計一二万六〇〇〇円と認めるのが相当であり、これは(六一)に生じた損害と認める。

(ウ) 避難雑費

(六一～三)の避難生活に伴い、引越費用や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(六一～三)が避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計七二万円について、(六一)に生じた損害と認める。

エ 動産損害

(六一、二)は、自動車を避難に伴い廃車したことにより損害を被った旨主張するが、廃車等の処分をしたことは、本件事故と相当因果関係があるとは認められない。

オ 検査費用

(六一～三)が要した検査費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一万七四四〇円と認めるのが相当であり、これは(六一)に生じた損害と認める。

カ 就労不能損害

(ア) (六一)について

(六一)は避難前、有料老人ホームにて勤務していたが、避難したために仕事を退職したこと、平成二三年一〇月に避難先で再就職したことが認められる。避難後から平成二三年一二月末日までの間については、本件事故による避難に伴い、就労困難又は転職による収入減少が認められ、一七五万八一九二円の損害が生じたと認める。

(イ) (六一)について

(六一)は歯科衛生士として歯科医院に勤務していたが、避難したためにそれまでの仕事を退職したこと、その後、平成二三年一〇月に出産したこともあり、就労していないことが認められる。出産後は子の養育等の理由もあることからすれば、就労不能は本件事故と相当因果関係があるとはいえないが、避難後から平成二三年一〇月末日までの間については、本件事故による避難に伴い、就労困難による収入減少が認められ、一三五万六〇二〇円の損害が生じたと認める。

キ 精神的損害(慰謝料)

(六一、二)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(六一)は三〇万円、(六一)は六〇万円が相当である。(六一)は、本件事故当時胎児で、避難後出生の子であるから、慰謝料は認められない。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(六一)に対して一三万円、(六一)に対して六四万円、(六一)に対して七二万円を支払っており、ADR手続において、四九三万三四五七円(うち一八万円(六一)に対する八万円、(六一、二)に対する各六〇万円)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、三六五万三四五七円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計一三三万三四五七円のうち、(六一)に二六五万七四三七円を、(六一)に一九九万六〇二〇円を、(六一)に四八万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号六)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(六一)につき一五万八二四円(八一三円とADR手続分一四万三六九三円)を、(六一)につき六万八〇〇円を、(六一)につき〇円をそれぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号六)の認容額欄記載のとおりである。

七 原告番号七一～六について

(1) 世帯の概要

(ア) (七一)は昭和四一年×月×日生まれの女性、(七一)は平成一二年×月×日生まれの女性、(七一)は平成一一年×月×日生まれの女性、(七一)は昭和一八年×月×日生まれの女性である。(七一、二、三)は、いずれも(七一)の子であり、(七一)は、(七一、五)の母である。(七一～四)は、(七一)の夫(以下、七において「夫」という。)とともに、本件事故当時、福島県いわき市において、夫が所有する自宅に居住していた。夫は、(七一～四)の避難後も、引き続き、福島県いわき市の自宅に居住していたが、平成二五年八月、(七一)と離婚し、その後は連絡のつかない状態が続いていた。